

官報

号外

平成七年六月十六日

○第百三十二回 衆議院會議録 第三十七号

平成七年六月十六日(金曜日)

議事日程 第二十八号

平成七年六月十六日

午後一時開議

第一 臨時大深度地下利用調査会設置法案(参議院提出)

〔請願日程は本号末尾に掲載〕

○本日の会議に付した案件

地方分権推進委員会委員任命につき同意を求めるの件

日程第一 臨時大深度地下利用調査会設置法案(参議院提出)

請願日程 法務局、更生保護官署及び入国管理官署の増員に関する請願外千百五十九請願

公務員の定年延長等に関する請願外六十五請願
懲罰委員会を除く内閣委員会外十八常任委員会並びに災害対策特別委員会外八特別委員会において、各委員会から申出のあった案件について閉会中審査するの件(議長発議)

高齡社会対策基本法案(参議院提出)は、内閣委員会において閉会中審査するの件(議長発議)

平成七年六月十六日 衆議院會議録第三十七号

午後一時九分開議

○議長(土井たか子君) これより会議を開きます。

地方分権推進委員会委員任命につき同意を求めるの件

○議長(土井たか子君) お諮りいたします。

内閣から、地方分権推進委員会委員に桑原敬一さん、長洲一二さん、西尾勝さん、樋口恵子さん、堀江湛さん、諸井慶さん及び山本壮一郎さんを任命したので、本院の同意を得たいとの申し出があります。右申し出のとおり同意を与えるに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土井たか子君) 起立多数。よって、同意を与えることに決まりました。

日程第一 臨時大深度地下利用調査会設置法案(参議院提出)

○議長(土井たか子君) 日程第一、臨時大深度地下利用調査会設置法案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長田中恒利さん。

臨時大深度地下利用調査会設置法案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○田中恒利君 たいだいま議題となりました臨時大深度地下利用調査会設置法案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、土地利用に係る社会経済情勢の変化にかんがみ、大深度地下の適正かつ計画的な利用の確保とその公共的利用の円滑化に資するため、大深度地下の利用に関する基本理念及び施策の基本となる事項並びに大深度地下の公共的利用の円滑化を図るための施策に関する事項について調査審議する機関として、総理府に臨時大深度地下利用調査会を設置しようとするものであります。

本案は、参議院提出の法律案でありまして、六月五日本院に送付され、同日本委員会に付託となり、八日提出者を代表して参議院議員野沢太三君から提案理由の説明を聴取し、九日質疑を行い、採決いたしましたところ、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○山本有二君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

請願日程千百六十件とともに、本日委員会の審査を終了した公務員の定年延長等に関する請願外六十五請願を追加して一括議題とし、その審議を進められることを望みます。

〔追加請願の件名は本号末尾に掲載〕

○議長(土井たか子君) 山本有二さんの動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

請願日程 法務局、更生保護官署及び入国管理官署の増員に関する請願外千百五十九請願
公務員の定年延長等に関する請願外六十五請願
○議長(土井たか子君) 法務局、更生保護官署及び入国管理官署の増員に関する請願外二百二十五請願を一括して議題といたします。

〔報告書は會議録追録(二)に掲載〕

○議長(土井たか子君) 各請願は委員長の報告を

平成七年六月十六日 衆議院會議録第三十七号

委員会の閉会中審査に関する件 請願

省略して採択するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決まりました。

委員会の閉会中審査に関する件

○議長(土井たか子君) お諮りいたします。

懲罰委員会を除く内閣委員会外十八常任委員会並びに災害対策特別委員会外十八特別委員会から、閉会中審査をいたしたいとの申し出があります。

〔閉会中審査案件は本号末尾に掲載〕

○議長(土井たか子君) 各委員会から申し出のあった案件中、まず、厚生委員会から申し出の臓器の移植に関する法律案は、同委員会において閉会中審査をするに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土井たか子君) 起立多数。よって、そのとおり決まりました。

次に、ただいま閉会中審査することに決まりました案件を除く他の案件について、各委員会において申し出のとおりに閉会中審査をするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決まりました。

○議長(土井たか子君) お諮りいたします。参議院提出、高齢社会対策基本法案は、内閣委

員会において閉会中審査することといたしたいと存じます。これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決まりました。

○議長(土井たか子君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時十五分散会

出席國務大臣

國務大臣 五十嵐広三君
國務大臣 山口 鶴男君

請願日程

〔法務委員会〕

- 一 法務局、更生保護官署及び入国管理官署の増員に関する請願(山花貞夫君紹介)(第二七七号)
- 二 同(正森成二君紹介)(第二〇一八号)
- 三 同(若佐恵美君紹介)(第二〇七〇号)
- 四 同(穀田恵二君紹介)(第二〇七一号)
- 五 同(佐々木陸海君紹介)(第二〇七二号)
- 六 同(志位和夫君紹介)(第二〇七三三三)
- 七 同(寺前巖君紹介)(第二〇七四四号)
- 八 同(中島武敏君紹介)(第二〇七五五号)
- 九 同(東中光雄君紹介)(第二〇七六六号)
- 一〇 同(不破哲三君紹介)(第二〇七七七号)
- 一一 同(藤田スミ君紹介)(第二〇七八八号)

- 一二 同(冬柴鐵三君紹介)(第二〇七九号)
- 一三 同(古堅実吉君紹介)(第二〇八〇号)
- 一四 同(正森成二君紹介)(第二〇八一号)
- 一五 同(松本善明君紹介)(第二〇八二二二)
- 一六 同(矢島恒夫君紹介)(第二〇八三三三)
- 一七 同(山原健二郎君紹介)(第二〇八四四四)
- 一八 同(吉井英勝君紹介)(第二〇八五五五)
- 一九 同(佐々木秀典君紹介)(第二〇八六六六)
- 二〇 同(冬柴鐵三君紹介)(第二〇八七七七)
- 二一 同(細川律夫君紹介)(第二〇八八八八)
- 二二 同(佐々木秀典君紹介)(第二〇八九九九)
- 二三 同(坂上富男君紹介)(第二〇九〇〇〇)
- 二四 同(冬柴鐵三君紹介)(第二〇九〇一一一)
- 二五 同(細川律夫君紹介)(第二〇九〇二二二)
- 二六 同(小森龍邦君紹介)(第二〇九〇三三三)
- 二七 同(富田茂之君紹介)(第二〇九〇四四四)
- 二八 同(永井英慈君紹介)(第二〇九〇五五五)
- 二九 同(山本拓君紹介)(第二〇九〇六六六)
- 三〇 同(佐々木秀典君紹介)(第二〇九〇七七七)
- 三一 同(富田茂之君紹介)(第二〇九〇八八八)
- 三二 同(糸山英太郎君紹介)(第二〇九〇九九九)
- 三三 同(倉田栄喜君紹介)(第二〇九一〇一〇)
- 三四 同(富田茂之君紹介)(第二〇九一〇二一)
- 三五 同(正森成二君紹介)(第二〇九一〇三二)
- 三六 同(枝野幸男君紹介)(第二〇九一〇四三)
- 三七 同外一件(太田誠一君紹介)(第二〇九一〇五四)
- 三八 同(吹田悌君紹介)(第二〇九一〇六五)
- 三九 同(正森成二君紹介)(第二〇九一〇七六)

〔文教委員会〕

一 小中学校事務職員・栄養職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願(松田若夫君紹介)(第八七号)

- 二 豊かな私学教育実現のための私学助成に関する請願(稲葉大和君紹介)(第八八号)
- 三 同(武部勤君紹介)(第八九号)
- 四 同(中川昭一君紹介)(第九〇号)
- 五 私学助成制度の充実・強化に関する請願(桜井新君紹介)(第一六九号)
- 六 いじめ問題の解決のための施策の充実に関する請願(小川元君紹介)(第一八〇号)
- 七 同(唐沢俊二郎君紹介)(第一八一号)
- 八 同(中島衛君紹介)(第一八二二二)
- 九 同(若林正俊君紹介)(第一八三三三)
- 一〇 同(小坂憲次君紹介)(第一八四四四)
- 一一 同(北沢清功君紹介)(第一八五五五)
- 一二 同(堀込征雄君紹介)(第一八六六六)
- 一三 同(田中秀征君紹介)(第一八七七七)
- 一四 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願(草川昭三君紹介)(第一八七八八)
- 一五 豊かな私学教育の実現を求める私学助成に関する請願(秋葉忠利君紹介)(第一八九九九)
- 一六 同(網岡雄君紹介)(第一九〇〇〇)
- 一七 同(伊藤茂君紹介)(第一九〇一一一)
- 一八 同(池田隆一君紹介)(第一九〇二二二)
- 一九 同(池端清一君紹介)(第一九〇三三三)
- 二〇 同(石橋大吉君紹介)(第一九〇四四四)
- 二一 同(今村修君紹介)(第一九〇五五五)
- 二二 同(岩田順介君紹介)(第一九〇六六六)
- 二三 同(奥石東君紹介)(第一九〇七七七)

- (厚生委員会)
- 一 医療制度の対策と改善に関する請願
(海部俊樹君紹介)(第一八号)
- 二 同(前田武志君紹介)(第六七号)
- 三 同(保利耕輔君紹介)(第九二号)
- 四 同(宮里松正君紹介)(第九三号)
- 五 同(森田一君紹介)(第九四号)
- 六 同(山崎泉君紹介)(第九五号)
- 七 介助用ホイス・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願(海部俊樹君紹介)(第一九号)
- 八 同(前田武志君紹介)(第六八号)
- 九 同(保利耕輔君紹介)(第九六号)
- 一〇 同(宮里松正君紹介)(第九七号)
- 一一 同(森田一君紹介)(第九八号)
- 一二 同(山崎泉君紹介)(第九九号)
- 一三 在宅障害者の介助体制確立に関する請願(海部俊樹君紹介)(第二〇号)
- 一四 同(前田武志君紹介)(第六九号)
- 一五 同(保利耕輔君紹介)(第一〇〇号)
- 一六 同(宮里松正君紹介)(第一〇一号)
- 一七 同(森田一君紹介)(第一〇二号)
- 一八 同(山崎泉君紹介)(第一〇三号)
- 一九 重度頭脳損傷者に対する人工呼吸器支給に関する請願(海部俊樹君紹介)(第二一号)
- 二〇 同(前田武志君紹介)(第七〇号)
- 二一 同(保利耕輔君紹介)(第一〇四号)
- 二二 同(宮里松正君紹介)(第一〇五号)
- 二三 同(森田一君紹介)(第一〇六号)
- 二四 同(山崎泉君紹介)(第一〇七号)
- 二五 重度障害者のケアハウスの設置に関する請願(海部俊樹君紹介)(第二二号)
- 二六 同(前田武志君紹介)(第七一号)
- 二七 同(保利耕輔君紹介)(第一〇八号)
- 二八 同(宮里松正君紹介)(第一〇九号)
- 二九 同(森田一君紹介)(第一一〇号)
- 三〇 同(山崎泉君紹介)(第一一一号)
- 三一 身体障害者への携帯電話の貸与に関する請願(海部俊樹君紹介)(第二四号)
- 三二 同(前田武志君紹介)(第七三号)
- 三三 同(保利耕輔君紹介)(第一一六号)
- 三四 同(宮里松正君紹介)(第一一七号)
- 三五 同(森田一君紹介)(第一一八号)
- 三六 同(山崎泉君紹介)(第一一九号)
- 三七 脊髄神経治療の研究開発促進に関する請願(海部俊樹君紹介)(第二五号)
- 三八 同(前田武志君紹介)(第七四号)
- 三九 同(保利耕輔君紹介)(第一二〇号)
- 四〇 同(宮里松正君紹介)(第一二一号)
- 四一 同(森田一君紹介)(第一二二号)
- 四二 同(山崎泉君紹介)(第一二三号)
- 四三 無年金障害者の解消に関する請願(海部俊樹君紹介)(第二七号)
- 四四 同(前田武志君紹介)(第七六号)
- 四五 同(保利耕輔君紹介)(第一二八号)
- 四六 同(宮里松正君紹介)(第一二九号)
- 四七 同(森田一君紹介)(第一三〇号)
- 四八 同(山崎泉君紹介)(第一三一号)
- 四九 重度心身障害者・寝たきり老人とその介護者が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願(小川元君紹介)(第一九〇号)
- 五〇 同(唐沢俊二郎君紹介)(第一九一号)
- 五一 同(中島衛君紹介)(第一九二号)
- 五二 同(若林正俊君紹介)(第一九三号)
- 五三 同(小坂憲次君紹介)(第一九四号)
- 五四 同(北沢清功君紹介)(第一九五号)
- 五五 同(堀込征雄君紹介)(第一九六号)
- 五六 知的障害者の福祉の充実に関する請願(小川元君紹介)(第一九八号)
- 五七 同(唐沢俊二郎君紹介)(第一九九号)
- 五八 同(中島衛君紹介)(第二〇〇号)
- 五九 同(若林正俊君紹介)(第二〇一号)
- 六〇 同(小坂憲次君紹介)(第二〇二号)
- 六一 同(北沢清功君紹介)(第二〇三号)
- 六二 同(堀込征雄君紹介)(第二〇四号)
- 六三 医療制度の対策と改善に関する請願(岩田順介君紹介)(第三〇〇号)
- 六四 介助用ホイス・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願(岩田順介君紹介)(第三〇一号)
- 六五 在宅障害者の介助体制確立に関する請願(岩田順介君紹介)(第三〇二号)
- 六六 重度頭脳損傷者に対する人工呼吸器支給に関する請願(岩田順介君紹介)(第三〇三号)
- 六七 重度障害者のケアハウスの設置に関する請願(岩田順介君紹介)(第三〇四号)
- 六八 身体障害者への携帯電話の貸与に関する請願(岩田順介君紹介)(第三〇六号)
- 六九 脊髄神経治療の研究開発促進に関する請願(岩田順介君紹介)(第三〇七号)
- 七〇 無年金障害者の解消に関する請願(岩田順介君紹介)(第三〇九号)
- 七一 重度心身障害者・寝たきり老人とその介護者が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願(田中秀征君紹介)(第五五一号)
- 七二 知的障害者の福祉の充実に関する請願(田中秀征君紹介)(第五五三号)
- 七三 小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願(木部佳昭君紹介)(第七〇六号)
- 七四 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(安倍晋三君紹介)(第七〇七号)
- 七五 同(相沢英之君紹介)(第七〇八号)
- 七六 同(栗屋敏信君紹介)(第七〇九号)
- 七七 同(伊藤宗一郎君紹介)(第七一〇号)
- 七八 同(伊吹文明君紹介)(第七一一号)
- 七九 同(石田祝徳君紹介)(第七一二号)
- 八〇 同(浦野休興君紹介)(第七一三号)
- 八一 同(衛藤康一君紹介)(第七一四号)
- 八二 同(遠藤登君紹介)(第七一五号)
- 八三 同外二件(小淵恵三君紹介)(第七一六号)
- 八四 同(緒方克陽君紹介)(第七一七号)
- 八五 同(大石千八君紹介)(第七一八号)
- 八六 同(大野功統君紹介)(第七一九号)

八七 同(大原一三君紹介)(第七二〇号)	一一六 同(福永信彦君紹介)(第七四九号)	一四五 同(住博司君紹介)(第七九一号)	一七四 同(林義郎君紹介)(第八四四号)
八八 同(近江巳記夫君紹介)(第七二一号)	一一七 同(藤本孝雄君紹介)(第七五〇号)	一四六 同(田中秀征君紹介)(第七九二号)	一七五 同(細川律夫君紹介)(第八四五号)
八九 同(岡田克也君紹介)(第七二二号)	一一八 同(二田孝治君紹介)(第七五一号)	一四七 同(谷垣植一君紹介)(第七九四号)	一七六 同(御法川英文君紹介)(第八四六号)
九〇 同(堀山静六君紹介)(第七二三号)	一一九 同(船田元君紹介)(第七五二二号)	一四八 同(谷垣植一君紹介)(第七九四号)	一七七 同(村田吉隆君紹介)(第八四七号)
九一 同(金子原二郎君紹介)(第七二四号)	一二〇 同(古屋圭司君紹介)(第七五三三号)	一四九 同(土肥隆一君紹介)(第七九五号)	一七八 同(森嘉朗君紹介)(第八四八号)
九二 同(瓦力君紹介)(第七二五号)	一二一 同(保利耕輔君紹介)(第七五四号)	一五〇 同(鳥居一雄君紹介)(第七九六号)	一七九 同(森田一君紹介)(第八四九号)
九三 同(木部佳昭君紹介)(第七二六号)	一二二 同(細田博之君紹介)(第七五五号)	一五一 同(鳥居一雄君紹介)(第七九六号)	一八〇 同(谷津義男君紹介)(第八五〇号)
九四 同(岸田文雄君紹介)(第七二七号)	一二三 同(水野清君紹介)(第七五六号)	同(野田聖子君紹介)(第七九七号)	一八一 同(山下八洲夫君紹介)(第八五一号)
九五 同(久野統一郎君紹介)(第七二八号)	一二四 同(武藤嘉文君紹介)(第七五七号)	一五二 同(濱田健一君紹介)(第七九八号)	一八二 同(青山二三君紹介)(第八六一号)
九六 同(古賀誠君紹介)(第七二九号)	一二五 同(森井忠良君紹介)(第七五八号)	一五三 同(福島豊君紹介)(第七九九号)	一八三 同(岩佐恵美君紹介)(第八六二号)
九七 同(左近正男君紹介)(第七三〇号)	一二六 同(保岡興治君紹介)(第七五九号)	一五四 同(藤田スミ君紹介)(第八〇〇号)	一八四 同(上原康助君紹介)(第八六三三三)
九八 同(斎藤斗志二君紹介)(第七三二一)	一二七 同(山崎拓君紹介)(第七六〇号)	一五五 同(細川律夫君紹介)(第八〇一)	一八五 同(小沢辰男君紹介)(第八六四四)
九九 同(坂井隆憲君紹介)(第七三三二)	一二八 同(山下八洲夫君紹介)(第七六一)	一五六 同(前田武志君紹介)(第八〇二)	一八六 同(小野晋也君紹介)(第八六五五)
一〇〇 同(沢藤礼次郎君紹介)(第七三三三)	一二九 同(山田正彦君紹介)(第七六二)	一五七 同(前原誠司君紹介)(第八〇三)	一八七 同(大石正光君紹介)(第八六六六)
一〇一 同(志位和夫君紹介)(第七三四四)	一三〇 同(山元勉君紹介)(第七六三三)	一五八 同(宮路和明君紹介)(第八〇四)	一八八 同(金子一義君紹介)(第八六七七)
一〇二 同(七条明君紹介)(第七三五五)	一三一 同(山本孝史君紹介)(第七六四四)	一五九 同(持永和見君紹介)(第八〇五)	同(五島正規君紹介)(第八六八八)
一〇三 同(関谷勝嗣君紹介)(第七三六六)	一三二 同(山本拓君紹介)(第七六五五)	一六〇 同(森井忠良君紹介)(第八〇六)	一八九 同(坂本三十次君紹介)(第八六九九)
一〇四 同(竹内黎二君紹介)(第七三七七)	一三三 同(山本有二君紹介)(第七六六六)	一六一 同(柳沢伯夫君紹介)(第八〇七)	一九〇 同(田口健二君紹介)(第八七〇)
一〇五 同(玉沢徳一郎君紹介)(第七三八八)	一三四 同(渡辺嘉藏君紹介)(第七六七七)	一六二 同(山下八洲夫君紹介)(第八〇八)	一九一 同(田野瀬良太郎君紹介)(第八七一)
一〇六 同(津島雄二君紹介)(第七三九九)	一三五 同(井上一成君紹介)(第七七八一)	一六三 同(山本公二君紹介)(第八〇九)	一九二 同(高市早苗君紹介)(第八七二)
一〇七 同(戸井田三郎君紹介)(第七四〇)	一三六 同(全野宗佑君紹介)(第七七八二)	一六四 同(米沢隆君紹介)(第八一〇)	一九三 同(塚原俊平君紹介)(第八七三)
一〇八 同(徳田虎雄君紹介)(第七四一)	一三七 同(白井日出男君紹介)(第七八三)	一六五 同(渡瀬憲明君紹介)(第八一一)	一九四 同(仲村正治君紹介)(第八七四)
一〇九 同(外一件)(中村正三郎君紹介)(第七四二)	一三八 同(遠藤和良君紹介)(第七八四)	同(渡部恒三君紹介)(第八一二)	一九五 同(長勢甚遠君紹介)(第八七五)
一一〇 同(中山太郎君紹介)(第七四三)	一三九 同(外一件)(加藤卓二君紹介)(第七八五)	一六六 同(渡部恒三君紹介)(第八一二)	一九六 同(日野市朗君紹介)(第八七六)
一一一 同(西岡武夫君紹介)(第七四四)	一四〇 同(河村建夫君紹介)(第七八六)	一六七 同(渡辺嘉藏君紹介)(第八一三)	一九七 同(松田岩夫君紹介)(第八七七)
一一二 同(根本匠君紹介)(第七四五)	一四一 同(熊谷弘君紹介)(第七八七)	一六八 同(衛藤征士郎君紹介)(第八三八)	一九八 同(松前仰君紹介)(第八七八)
一一三 同(野田毅君紹介)(第七四六)	一四二 同(栗原裕康君紹介)(第七八八)	一六九 同(小坂憲次君紹介)(第八三九)	一九九 同(三野優美君紹介)(第八七九)
一一四 同(野呂昭彦君紹介)(第七四七)	一四三 同(堀谷立君紹介)(第七八九)	一七〇 同(外四件)(自見庄三郎君紹介)(第八四〇)	二〇〇 同(山下徳夫君紹介)(第八八〇)
一一五 同(平沼赳夫君紹介)(第七四八)	一四四 同(嶋崎讓君紹介)(第七九〇)	一七一 同(高木義明君紹介)(第八四一)	二〇一 同(吉岡賢治君紹介)(第八八一)
		一七二 同(鳥居一雄君紹介)(第八四二)	二〇二 同(井上喜一君紹介)(第八九〇)
		一七三 同(丹羽雄哉君紹介)(第八四三)	二〇四 同(遠藤利明君紹介)(第八九一)

平成七年六月十六日 衆議院會議録第三十七号

三三四	同(竹内謙君紹介)(第一五一九号)	三五六	同(御法川英文君紹介)(第一五五十一号)	三八〇	同(伊吹文明君紹介)(第一六二七号)	四一	同(小平忠正君紹介)(第一六五八号)
三三五	同(武部勤君紹介)(第一五二〇号)	三五七	同(宮路和明君紹介)(第一五五二二号)	三八一	同(外二十件(石井一君紹介)(第一六二八号)	四二	同(小林守君紹介)(第一六五九号)
三三六	同(寺前謙君紹介)(第一五二二号)	三五八	同(宮本一三君紹介)(第一五五三三号)	三八二	同(石田幸四郎君紹介)(第一六二九号)	四三	同(木幡弘道君紹介)(第一六六〇号)
三三七	同(中島章夫君紹介)(第一五二三号)	三五九	同(武藤嘉文君紹介)(第一五五四号)	三八三	同(糸山英太郎君紹介)(第一六三〇号)	四四	同(古賀誠君紹介)(第一六六一号)
三三八	同(中島武敏君紹介)(第一五二三号)	三六〇	同(村田吉隆君紹介)(第一五五五号)	三八四	同(岩佐惠美君紹介)(第一六三二二号)	四五	同(左近正男君紹介)(第一六六二二号)
三三九	同(中谷元君紹介)(第一五二四号)	三六一	同(森英介君紹介)(第一五五六号)	三八五	同(全野宗佑君紹介)(第一六三三三号)	四六	同(佐々木秀典君紹介)(第一六六三三三)
三三〇	同(中村正三郎君紹介)(第一五二五号)	三六二	同(矢島恒夫君紹介)(第一五五七号)	三八六	同(白井日出男君紹介)(第一六三三三三)	四七	同(佐藤謙一郎君紹介)(第一六六四四)
三三一	同(仲村正治君紹介)(第一五二六号)	三六三	同(山口敏夫君紹介)(第一五五八号)	三八七	同(浦野休興君紹介)(第一六三四四)	四八	同(佐藤剛男君紹介)(第一六六五五)
三三二	同(永井英慈君紹介)(第一五二七号)	三六四	同(山崎泉君紹介)(第一五五九号)	三八八	同(衛藤展一君紹介)(第一六三五五)	四九	同(坂井隆憲君紹介)(第一六六六六)
三三三	同(長勢甚遠君紹介)(第一五二八号)	三六五	同(山田正彦君紹介)(第一五六〇号)	三八九	同(衛藤登君紹介)(第一六三六六)	五〇	同(沢藤礼次郎君紹介)(第一六六七七)
三三四	同(西川太一郎君紹介)(第一五二九号)	三六六	同(山原健二郎君紹介)(第一五六一一号)	三九〇	同(小川元君紹介)(第一六三七七)	五一	同(志賀節君紹介)(第一六六八八)
三三五	同(葉梨信行君紹介)(第一五三〇号)	三六七	同(山本公一君紹介)(第一五六二二号)	三九一	同(小沢一郎君紹介)(第一六三八八)	五二	同(外一件(塩川正十郎君紹介)(第一六六九号)
三三六	同(鉢呂吉雄君紹介)(第一五三一三)	三三八	同(山本孝史君紹介)(第一五六三三三)	三九二	同(小澤潔君紹介)(第一六三九九)	五三	同(嶋崎謙君紹介)(第一六七〇〇)
三三七	同(鳩山邦夫君紹介)(第一五三二二)	三三九	同(吉井英勝君紹介)(第一五六四四)	三九三	同(尾身幸次君紹介)(第一六四〇〇)	五四	同(住博司君紹介)(第一六七一一)
三三八	同(林義郎君紹介)(第一五三三三)	三三〇	同(吉田公一君紹介)(第一五六五五)	三九四	同(大石千八君紹介)(第一六四一一)	五五	同(田口健二君紹介)(第一六七二二)
三三九	同(原田憲君紹介)(第一五三四四)	三三一	同(米沢隆君紹介)(第一五六六六)	三九五	同(大石正光君紹介)(第一六四二二)	五六	同(田中直紀君紹介)(第一六七三三)
三四〇	同(東中光雄君紹介)(第一五三五五)	三三二	同(腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(石破茂君紹介)(第一四三九九)	三九六	同(大島理森君紹介)(第一六四三三)	五七	同(田原隆君紹介)(第一六七四四)
三四一	同(不破哲三君紹介)(第一五三六六)	三三三	同(重慶心身障害者とその両親またはその介護者及び寝たきり老人とその介護者が同居人可能な社会福祉施設の実現化に関する請願(羽田孜君紹介)(第一六一六六)	三九七	同(大谷忠雄君紹介)(第一六四四四)	五八	同(高島修君紹介)(第一六七五五)
三四二	同(福島豊君紹介)(第一五三七七)	三三四	同(男性介護人に関する請願(羽田孜君紹介)(第一六一九九)	三九八	同(奥田幹生君紹介)(第一六四五五)	五九	同(高見裕一君紹介)(第一六七六六)
三四三	同(藤田スミ君紹介)(第一五三八八)	三三五	同(小規模作業所等の成人期障害者対策に関する請願(安倍晋三君紹介)(第一六二二二)	三九九	同(鹿野道彦君紹介)(第一六四六六)	六〇	同(谷垣慎一君紹介)(第一六七七七)
三四四	同(二田孝治君紹介)(第一五三九九)	三三六	同(同(青木宏之君紹介)(第一六二三三)	四〇〇	同(粕谷茂君紹介)(第一六四七七)	六一	同(同(梅床伸二君紹介)(第一六七八八)
三四五	同(古堅実古君紹介)(第一五四〇〇)	三三七	同(同(秋葉忠利君紹介)(第一六二四四)	四〇一	同(片岡武司君紹介)(第一六四八八)	六二	同(同(家原俊平君紹介)(第一六八〇〇)
三四六	同(保利耕輔君紹介)(第一五四一一)	三三八	同(同(伊藤茂君紹介)(第一六二五五)	四〇二	同(唐沢俊二郎君紹介)(第一六四九九)	六三	同(同(戸井田三郎君紹介)(第一六八一)
三四七	同(堀之内久男君紹介)(第一五四二二)	三三九	同(同(伊藤宗一郎君紹介)(第一六二六六)	四〇三	同(同(河村建夫君紹介)(第一六五〇〇)	六四	同(同(虎島和夫君紹介)(第一六八二二)
三四八	同(正森成二君紹介)(第一五四三三)	三三〇	同(同(伊藤宗一郎君紹介)(第一六二六六)	四〇四	同(同(木村義雄君紹介)(第一六五一)	六五	同(同(中曾根康弘君紹介)(第一六八三三)
三四九	同(町村信孝君紹介)(第一五四四四)	三三一	同(同(伊藤宗一郎君紹介)(第一六二六六)	四〇五	同(同(菊池福治郎君紹介)(第一六五二二)	六六	同(同(中西績介君紹介)(第一六八四四)
三五〇	同(松沢成文君紹介)(第一五四五五)	三三二	同(同(伊藤宗一郎君紹介)(第一六二六六)	四〇六	同(同(岸本光造君紹介)(第一六五三三)	六七	同(同(中村時広君紹介)(第一六八五五)
三五一	同(松下忠洋君紹介)(第一五四六六)	三三三	同(同(伊藤宗一郎君紹介)(第一六二六六)	四〇七	同(同(北沢清功君紹介)(第一六五四四)	六八	同(同(橋崎弥之助君紹介)(第一六八六六)
三五二	同(松田岩夫君紹介)(第一五四七七)	三三四	同(同(伊藤宗一郎君紹介)(第一六二六六)	四〇八	同(同(北村直人君紹介)(第一六五五五)	六九	同(同(西岡武夫君紹介)(第一六八七七)
三五三	同(松本善明君紹介)(第一五四八八)	三三五	同(同(伊藤宗一郎君紹介)(第一六二六六)	四〇九	同(同(栗原裕康君紹介)(第一六五六六)	七〇	同(同(西銘順治君紹介)(第一六八八八)
三五四	同(松本龍君紹介)(第一五四九九)	三三六	同(同(伊藤宗一郎君紹介)(第一六二六六)	四一〇	同(同(小杉隆君紹介)(第一六五七七)		
三五五	同(三塚博君紹介)(第一五五〇〇)	三三七	同(同(伊藤宗一郎君紹介)(第一六二六六)				

四四二	同(根本匠君紹介)(第一六八九号)	四七二	同(山花貞夫君紹介)(第一七一九号)	五〇二	同(小規模作業所等の成人期障害者対策に 関する請願(愛野興一郎君紹介)(第一 七九三号)	五二八	同(中山太郎君紹介)(第一八一九号)
四四三	同(野田聖子君紹介)(第一六九〇号)	四七三	同(山元勉君紹介)(第一七二〇号)	五〇三	同(青山三三君紹介)(第一七九四号)	五二九	同(中山利生君紹介)(第一八二〇号)
四四四	同(野田実君紹介)(第一六九一号)	四七四	同(山本有二君紹介)(第一七二一号)	五〇四	同(井上喜一君紹介)(第一七九五号)	五三〇	同(西博義君紹介)(第一八二一号)
四四五	同(羽田孜君紹介)(第一六九二号)	四七五	同(横光克彦君紹介)(第一七二二号)	五〇五	同(伊藤達也君紹介)(第一七九六号)	五三一	同(西田司君紹介)(第一八二二号)
四四六	同(島山健治郎君紹介)(第一六九三号)	四七六	同(若林正俊君紹介)(第一七二三号)	五〇六	同(石橋大吉君紹介)(第一七九七号)	五三二	同(西田十六件(錦織淳君紹介)(第一八二 三号)
四四七	同(嶋山由紀夫君紹介)(第一六九四号)	四七七	同(渡瀬憲明君紹介)(第一七二四号)	五〇七	同(今井宏君紹介)(第一七九八号)	五三三	同(野呂昭彦君紹介)(第一八二四号)
四四八	同(原健三郎君紹介)(第一六九五号)	四七八	同(渡辺嘉藏君紹介)(第一七二五号)	五〇八	同(江藤隆美君紹介)(第一七九九号)	五三四	同(萩山教嚴君紹介)(第一八二五号)
四四九	同(日野市朗君紹介)(第一六九六号)	四七九	同(阿部昭吾君紹介)(第一七二六号)	五〇九	同(遠藤登君紹介)(第一八〇〇号)	五三五	同(畑英次郎君紹介)(第一八二六号)
四五〇	同外一件(平沼起夫君紹介)(第一六九 七号)	四八〇	同(池端清一君紹介)(第一七二七号)	五一〇	同(大野功統君紹介)(第一八〇一号)	五三六	同(浜田靖一君紹介)(第一八二七号)
四五一	同(平林鴻三君紹介)(第一六九八号)	四八一	同(江田五月君紹介)(第一七二八号)	五一〇	同(岡田克也君紹介)(第一八〇二号)	五三七	同(浜野剛君紹介)(第一八二八号)
四五二	同(不破哲三君紹介)(第一六九九号)	四八二	同(遠藤登君紹介)(第一七二九号)	五一〇	同(岡田克也君紹介)(第一八〇二号)	五三八	同(東順治君紹介)(第一八二九号)
四五三	同(藤尾正行君紹介)(第一七〇〇号)	四八三	同(大野由利子君紹介)(第一七三〇号)	五一〇	同(岡田克也君紹介)(第一八〇二号)	五三九	同(東中光雄君紹介)(第一八三〇号)
四五四	同(藤村修君紹介)(第一七〇一号)	四八四	同(岡崎宏美君紹介)(第一七三一号)	五一〇	同(岡田克也君紹介)(第一八〇二号)	五四〇	同(平田米男君紹介)(第一八三一号)
四五五	同(藤本孝雄君紹介)(第一七〇二号)	四八五	同(北沢清功君紹介)(第一七三二号)	五一〇	同(岡田克也君紹介)(第一八〇二号)	五四一	同(藤井孝男君紹介)(第一八三二号)
四五六	同(二見伸明君紹介)(第一七〇三号)	四八六	同(熊谷弘君紹介)(第一七三三号)	五一〇	同(岡田克也君紹介)(第一八〇二号)	五四二	同(藤田スミ君紹介)(第一八三三号)
四五七	同(船田元君紹介)(第一七〇四号)	四八七	同(小池百合子君紹介)(第一七三四号)	五一〇	同(岡田克也君紹介)(第一八〇二号)	五四三	同(古堅美吉君紹介)(第一八三四号)
四五八	同(細川律夫君紹介)(第一七〇五号)	四八八	同(古賀一成君紹介)(第一七三五号)	五一〇	同(岡田克也君紹介)(第一八〇二号)	五四四	同(古屋圭司君紹介)(第一八三五号)
四五九	同(前田武志君紹介)(第一七〇六号)	四八九	同(近藤鉄雄君紹介)(第一七三六号)	五一〇	同(岡田克也君紹介)(第一八〇二号)	五四五	同(榎根良行君紹介)(第一八三六号)
四六〇	同(松岡利勝君紹介)(第一七〇七号)	四九〇	同(鮫島宗明君紹介)(第一七三七号)	五一〇	同(岡田克也君紹介)(第一八〇二号)	五四六	同(松本善明君紹介)(第一八三七号)
四六一	同(松永光君紹介)(第一七〇八号)	四九一	同(田中昭一君紹介)(第一七三八号)	五一〇	同(岡田克也君紹介)(第一八〇二号)	五四七	同(宮崎茂一君紹介)(第一八三八号)
四六二	同(松前仰君紹介)(第一七〇九号)	四九二	同(高市早苗君紹介)(第一七三九号)	五一〇	同(岡田克也君紹介)(第一八〇二号)	五四八	同(村田敬次郎君紹介)(第一八三九号)
四六三	同(三ツ林弥太郎君紹介)(第一七一〇 号)	四九三	同(檜崎弥之助君紹介)(第一七四〇号)	五一〇	同(岡田克也君紹介)(第一八〇二号)	五四九	同(村山達雄君紹介)(第一八四〇号)
四六四	同(三原朝彦君紹介)(第一七一一号)	四九四	同(二見伸明君紹介)(第一七四一号)	五一〇	同(岡田克也君紹介)(第一八〇二号)	五五〇	同(茂木敏充君紹介)(第一八四一号)
四六五	同(宮里松正君紹介)(第一七一二号)	四九五	同(前原誠司君紹介)(第一七四二号)	五一〇	同(岡田克也君紹介)(第一八〇二号)	五五一	同(矢上雅義君紹介)(第一八四二号)
四六六	同(村上誠一郎君紹介)(第一七二三号)	四九六	同(牧野聖修君紹介)(第一七四三号)	五一〇	同(岡田克也君紹介)(第一八〇二号)	五五二	同(山原健二郎君紹介)(第一八四三号)
四六七	同(持永和見君紹介)(第一七二四号)	四九七	同(森井忠良君紹介)(第一七四四号)	五一〇	同(岡田克也君紹介)(第一八〇二号)	五五三	同(山本拓君紹介)(第一八四四号)
四六八	同(森田一君紹介)(第一七二五号)	四九八	同(山崎泉君紹介)(第一七四五号)	五一〇	同(岡田克也君紹介)(第一八〇二号)	五五四	同(横光克彦君紹介)(第一八四五号)
四六九	同(山口俊一君紹介)(第一七二六号)	四九九	同(横光克彦君紹介)(第一七四六号)	五一〇	同(岡田克也君紹介)(第一八〇二号)	五五五	同外一件(綿貫民輔君紹介)(第一八四 六号)
四七〇	同(山崎泉君紹介)(第一七二七号)	五〇〇	同(菊池福治郎君紹介)(第一七四七号)	五一〇	同(岡田克也君紹介)(第一八〇二号)	五五六	同(相沢英之君紹介)(第一八四六号)
四七一	同(山崎英君紹介)(第一七二八号)	五〇一	同(愛野興一郎君紹介)(第一七四八号)	五一〇	同(岡田克也君紹介)(第一八〇二号)	五五七	同(甘利明君紹介)(第一八四七号)

[illegible]

八七〇 肝炎患者の救済とウイルス肝炎の総合的な対策に関する請願(網岡雄君紹介)(第三〇四九号)

八七一 同(今村修君紹介)(第三〇五〇号)

八七二 同(岩佐恵美君紹介)(第三〇五一号)

八七三 同(枝野幸男君紹介)(第三〇五二号)

八七四 同(佐藤静雄君紹介)(第三〇五三号)

八七五 同(中島武敏君紹介)(第三〇五四号)

八七六 同(井上喜一君紹介)(第三〇五五号)

八七七 同(伊藤公介君紹介)(第三〇五七号)

八七八 同(木村義雄君紹介)(第三〇五八号)

八七九 同(五島正規君紹介)(第三〇五九号)

八八〇 同(井田三郎君紹介)(第三〇六〇号)

八八一 同(保岡興治君紹介)(第三〇六一号)

八八二 同(山本孝史君紹介)(第三〇六二号)

(労働委員会)

一 障害者の雇用率引き上げ、雇用完全実施、職域拡大および指導の強化に関する請願(海部俊樹君紹介)(第二一九号)

二 同(前田武志君紹介)(第二一九号)

三 同(保利耕輔君紹介)(第二四一号)

四 同(宮里松正君紹介)(第二四二号)

五 同(森田一君紹介)(第二四三号)

六 同(山崎泉君紹介)(第二四四号)

七 同(岩田順介君紹介)(第三一八号)

(建設委員会)

一 一般国道に障害者用公衆トイレの設置

に関する請願(海部俊樹君紹介)(第三三三三号)

二 同(前田武志君紹介)(第三三三三号)

三 同(保利耕輔君紹介)(第三三三三号)

四 同(宮里松正君紹介)(第三三三三号)

五 同(森田一君紹介)(第三三三三号)

六 同(山崎泉君紹介)(第三三三三号)

七 同(岩田順介君紹介)(第三三三三号)

八 建設省職員の増員に関する請願(田口健二君紹介)(第九一六号)

九 同(堀込征雄君紹介)(第九一八号)

一〇 同(伊藤英成君紹介)(第九一九号)

一一 同(栗屋敏信君紹介)(第九九八号)

一二 同(杉山憲夫君紹介)(第九九九号)

一三 同(木村義雄君紹介)(第一〇〇六号)

一四 同(古賀誠君紹介)(第一〇〇七号)

一五 同(斎藤文昭君紹介)(第一〇〇八号)

一六 同(塩谷立君紹介)(第一〇〇九号)

一七 同(松下忠洋君紹介)(第一〇一〇号)

一八 同(沢藤礼次郎君紹介)(第一〇五一号)

一九 同(高市早苗君紹介)(第一〇五二号)

二〇 同(藤井孝男君紹介)(第一〇六三号)

二一 同(前田武志君紹介)(第一〇六四号)

二二 同(白沢三郎君紹介)(第一〇七九号)

二三 同(安倍晋三君紹介)(第一一二五号)

二四 同(遠藤和良君紹介)(第一一二六号)

二五 同(佐田玄一郎君紹介)(第一一二七号)

二六 同(山本有三君紹介)(第一二二八号)

二七 同(根本匠君紹介)(第一二五一号)

二八 同(野田実君紹介)(第一二五二号)

二九 同(遠藤利明君紹介)(第一四四八号)

三〇 同(田原隆君紹介)(第一七七七号)

三一 同(松本龍君紹介)(第一九七七号)

三二 建設省の公共事業関係職員の大増員に関する請願(藤井孝男君紹介)(第二二九八号)

三三 同(不破哲三君紹介)(第二二九九号)

三四 同(衛藤晟一君紹介)(第二三三九号)

三五 同(粕谷茂君紹介)(第二三四〇号)

三六 同(古賀誠君紹介)(第二三四一号)

三七 同(志位和夫君紹介)(第二三四二号)

三八 同(中尾栄一君紹介)(第二三四三号)

三九 同(浜田靖一君紹介)(第二三四四号)

四〇 同(松本善明君紹介)(第二三四五号)

四一 同(小泉農一君紹介)(第二四〇六号)

四二 同(坂本三十三次君紹介)(第二四〇七号)

四三 同(杉山憲夫君紹介)(第二四〇八号)

四四 同(茂木敏充君紹介)(第二四〇九号)

四五 同(山本拓君紹介)(第二四一〇号)

四六 同(今村修君紹介)(第二四四六号)

四七 同(岩佐恵美君紹介)(第二四四七号)

四八 同(遠藤登君紹介)(第二四四八号)

四九 同(岡崎宏美君紹介)(第二四四九号)

五〇 同(川島實君紹介)(第二五五〇号)

五一 同(北沢清功君紹介)(第二五五一号)

五二 同(後藤茂君紹介)(第二五五二号)

五三 同(穀田恵三君紹介)(第二五五三号)

五四 同(佐々木秀典君紹介)(第二五五四号)

五五 同(佐々木陸海君紹介)(第二五五五号)

五六 同(坂上富男君紹介)(第二五五六号)

五七 同(沢藤礼次郎君紹介)(第二五五七号)

五八 同(嶋崎謙君紹介)(第二五五八号)

五九 同(外一件)(白沢三郎君紹介)(第二五五九号)

六〇 同(田口健二君紹介)(第二五六〇号)

六一 同(田中昭一君紹介)(第二五六一号)

六二 同(寺前巖君紹介)(第二五六二号)

六三 同(中島武敏君紹介)(第二五六三号)

六四 同(島山健治郎君紹介)(第二五六四号)

六五 同(濱田健一君紹介)(第二五六五号)

六六 同(日野市朗君紹介)(第二五六六号)

六七 同(古堅実吉君紹介)(第二五六七号)

六八 同(堀込征雄君紹介)(第二五六八号)

六九 同(正森成二君紹介)(第二五六九号)

七〇 同(松本龍君紹介)(第二五七〇号)

七一 同(山原健二郎君紹介)(第二五七一号)

七二 同(吉井英勝君紹介)(第二五七二号)

七三 同(渡辺嘉蔵君紹介)(第二五七三号)

七四 同(安倍晋三君紹介)(第二五七九号)

七五 同(甘利明君紹介)(第二五七〇号)

七六 同(栗屋敏信君紹介)(第二五七一号)

七七 同(伊藤公介君紹介)(第二七七二号)	一〇三 同(七条明君紹介)(第二七九八号)	一三〇 同(三野優美君紹介)(第二八二五号)	一五二 同(上原康助君紹介)(第三〇七八号)
七八 同(伊藤宗一郎君紹介)(第二七七三号)	一〇四 同(鈴木俊一君紹介)(第二七九九号)	一三一 同(三塚博君紹介)(第二八二六号)	一五三 同(緒方克陽君紹介)(第三〇七九号)
七九 同(池端清一君紹介)(第二七七四号)	一〇五 同(住博司君紹介)(第二八〇〇号)	一三二 同(御法川英文君紹介)(第二八二七号)	一五四 同(古賀敬章君紹介)(第三〇八〇号)
八〇 同(石橋大吉君紹介)(第二七七五号)	一〇六 同(関山信之君紹介)(第二八〇一号)	一三三 同(宮路和明君紹介)(第二八二八号)	一五五 同(穀田恵二君紹介)(第三〇八一号)
八一 同外一件(稲葉大和君紹介)(第二七七六号)	一〇七 同(田澤吉郎君紹介)(第二八〇二号)	一三四 同(武藤嘉文君紹介)(第二八二九号)	一五六 同外一件(佐藤泰介君紹介)(第三〇八二号)
八二 同(浦野休興君紹介)(第二七七七号)	一〇八 同(田原隆君紹介)(第二八〇三号)	一三五 同(村岡兼造君紹介)(第二八三〇号)	一五七 同(佐藤守良君紹介)(第三〇八三号)
八三 同(衛藤征士郎君紹介)(第二七八八号)	一〇九 同(高市早苗君紹介)(第二八〇四号)	一三六 同(村山達雄君紹介)(第二八三一号)	一五八 同(坂本剛二君紹介)(第三〇八四号)
八四 同(小此木八郎君紹介)(第二七八九号)	一一〇 同(高島修君紹介)(第二八〇五号)	一三七 同(矢島恒夫君紹介)(第二八三二号)	一五九 同(関山信之君紹介)(第三〇八五号)
八五 同(大島理森君紹介)(第二七八〇号)	一一一 同(竹内猛君紹介)(第二八〇六号)	一三八 同(山下八洲夫君紹介)(第二八三三号)	一六〇 同(辻一彦君紹介)(第三〇八六号)
八六 同(近江巳記夫君紹介)(第二七八一号)	一一二 同(竹内繁一君紹介)(第二八〇七号)	一三九 同(山元勉君紹介)(第二八三四号)	一六一 同(東中光雄君紹介)(第三〇八七号)
八七 同(金子一義君紹介)(第二七八二号)	一一三 同(橋康太郎君紹介)(第二八〇八号)	一四〇 同(山本有二君紹介)(第二八三五号)	一六二 同(藤田スミ君紹介)(第三〇八八号)
八八 同(唐沢俊二郎君紹介)(第二七八三号)	一一四 同(中馬弘毅君紹介)(第二八〇九号)	一四一 同(若林正俊君紹介)(第二八三六号)	一六三 同(山元勉君紹介)(第三〇八九号)
八九 同(瓦力君紹介)(第二七八四号)	一一五 同(中山正暉君紹介)(第二八一〇号)	一四二 同(渡瀬憲明君紹介)(第二八三七号)	一六四 同(遠藤利明君紹介)(第三二一六号)
九〇 同(岸本光造君紹介)(第二七八五号)	一一六 同(永井孝信君紹介)(第二八一一号)	一四三 同(渡辺嘉藏君紹介)(第二八三八号)	一六五 同(越智通雄君紹介)(第三二一七号)
九一 同(久間章生君紹介)(第二七八六号)	一一七 同(長勢甚遠君紹介)(第二八一二号)	一四四 同(綿貫民輔君紹介)(第二八三九号)	一六六 同(岡田克也君紹介)(第三二一八号)
九二 同(熊代昭彦君紹介)(第二七八七号)	一一八 同(丹羽雄哉君紹介)(第二八一三号)	一四五 建設省職員の増員に関する請願(大口善徳君紹介)(第三二七五号)	一六七 同(川崎二郎君紹介)(第三二一九号)
九三 同(古賀誠君紹介)(第二七八八号)	一一九 同(錦織淳君紹介)(第二八一四号)	一四六 同(広野ただし君紹介)(第三二七六号)	一六八 同(木村義雄君紹介)(第三二二〇号)
九四 同(河本敏夫君紹介)(第二七八九号)	一二〇 同(根本匠君紹介)(第二八一五号)	一四七 同(田野瀬良太郎君紹介)(第三二二一号)	一六九 同外四件(栗原博久君紹介)(第三二二一号)
九五 同(奥石東君紹介)(第二七九〇号)	一二一 同(野田実君紹介)(第二八一六号)	一四八 同(二階俊博君紹介)(第三二二三号)	一七〇 同(塩川正十郎君紹介)(第三二二三号)
九六 同(佐藤剛男君紹介)(第二七九一号)	一二二 同(萩山教蔵君紹介)(第二八一七号)	一四九 同(野呂田芳成君紹介)(第三二二四号)	一七一 同(塩谷立君紹介)(第三二二三号)
九七 同(斎藤文昭君紹介)(第二七九二号)	一二三 同(浜野剛君紹介)(第二八一八号)	一五〇 同(横内正明君紹介)(第三二二五号)	一七二 同(白川勝彦君紹介)(第三二二四号)
九八 同(坂井隆憲君紹介)(第二七九三号)	一二四 同(日野市朗君紹介)(第二八一九号)	一五一 建設省の公共事業関係職員的大幅増員に関する請願(網岡雄君紹介)(第三二二七号)	一七三 同(津島雄二君紹介)(第三二二五号)
九九 同(坂上富男君紹介)(第二七九四号)	一二五 同(藤井孝男君紹介)(第二八二〇号)		一七四 同(戸井田三郎君紹介)(第三二二六号)
一〇〇 同(桜井新君紹介)(第二七九五号)	一二六 同(二田孝治君紹介)(第二八二一号)		一七五 同(野呂田芳成君紹介)(第三二二七号)
一〇一 同(志賀節君紹介)(第二七九六号)	一二七 同(星野行男君紹介)(第二八二二号)		
一〇二 同(塩崎恭久君紹介)(第二七九七号)	一二八 同(松下忠洋君紹介)(第二八二三号)		
	一二九 同(三ツ林弥太郎君紹介)(第二八二四号)		

大文字などによる試験の実施、視覚障害者の採用に関する請願(東中光雄君紹介)(第二六〇五号) 二 同(永井孝信君紹介)(第二九一四号) 三 同(御法川英文君紹介)(第二九一五号) 四 国立国会図書館の職員採用試験における点字による試験の実施、視覚障害者の採用に関する請願(東中光雄君紹介)(第二六〇六号) 五 同(永井孝信君紹介)(第二九一六号) 六 同(御法川英文君紹介)(第二九一七号) 七 国会職員の採用試験における点字・拡大文字などによる試験の実施、視覚障害者の採用に関する請願(森本晃司君紹介)(第三二二三号) 八 同(小沢鋭仁君紹介)(第三二五八号) 九 国立国会図書館の職員採用試験における点字による試験の実施、視覚障害者の採用に関する請願(森本晃司君紹介)(第三二二四号) 一〇 同(小沢鋭仁君紹介)(第三二五七号) (沖縄及び北方問題に関する特別委員会) 一 北方領土返還促進に関する請願(金田英行君外四名紹介)(第一七七八号) 各委員会閉会中審査申出案件 内閣委員会 一、行政機構並びにその運営に関する件		二、恩給及び法制一般に関する件 三、公務員の制度及び給与に関する件 四、栄典に関する件 地方行政委員会 一、地方自治に関する件 二、地方財政に関する件 三、警察に関する件 四、消防に関する件 法務委員会 一、裁判所の司法行政に関する件 二、法務行政及び檢察行政に関する件 三、国内治安に関する件 四、人権擁護に関する件 外務委員会 一、国際情勢に関する件 大蔵委員会 一、国の会計に関する件 二、税制に関する件 三、関税に関する件 四、金融に関する件 五、証券取引に関する件 六、外国為替に関する件 七、国有財産に関する件 八、専売事業及びたばこ事業に関する件 九、印刷事業に関する件 一〇、造幣事業に関する件 文教委員会 一、文政行政の基本施策に関する件		二、学校教育に関する件 三、社会教育に関する件 四、体育に関する件 五、学術研究及び宗教に関する件 六、国際文化交流に関する件 七、文化財保護に関する件 厚生委員会 一、臓器の移植に関する法律案(森井忠良君外十三名提出、第百二十九回国会衆法第七号) 二、厚生関係の基本施策に関する件 三、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件 農林水産委員会 一、農林水産業の振興に関する件 二、農林水産物に関する件 三、農林水産業団体に関する件 四、農林水産金融に関する件 五、農林漁業災害補償制度に関する件 商工委員会 一、通商産業の基本施策に関する件 二、中小企業に関する件 三、資源エネルギーに関する件 四、特許及び工業技術に関する件 五、経済の計画及び総合調整に関する件 六、私的独占の禁止及び公正取引に関する件 七、鉱業と一般公益との調整等に関する件		運輸委員会 一、陸運に関する件 二、海運に関する件 三、航空に関する件 四、港湾に関する件 五、海上保安に関する件 六、観光に関する件 七、気象に関する件 通信委員会 一、通信行政に関する件 二、郵政事業に関する件 三、郵政監察に関する件 四、電気通信に関する件 五、電波監理及び放送に関する件 労働委員会 一、労働関係の基本施策に関する件 二、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件 建設委員会 一、建設行政の基本施策に関する件 二、都市計画に関する件 三、河川に関する件 四、道路に関する件 五、住宅に関する件 六、建築に関する件 七、国土行政の基本施策に関する件 安全保障委員会 一、国の安全保障に関する件	
--	--	--	--	--	--	---	--

科学技術委員会

- 一、科学技術振興の基本施策に関する件
- 二、原子力の開発利用とその安全確保に関する件

- 三、宇宙開発に関する件
- 四、海洋開発に関する件
- 五、生命科学に関する件
- 六、新エネルギーの研究開発に関する件

環境委員会

- 一、環境保全の基本施策に関する件
- 二、公害の防止に関する件
- 三、自然環境の保護及び整備に関する件
- 四、快適環境の創造に関する件
- 五、公害健康被害救済に関する件
- 六、公害紛争の処理に関する件

予算委員会

- 一、予算の実施状況に関する件

決算委員会

- 一、平成四年度一般会計歳入歳出決算
- 平成四年度特別会計歳入歳出決算
- 平成四年度国税収納金整理資金受払計算書
- 平成四年度政府関係機関決算書
- 二、平成四年度国有財産増減及び現在額総計算書
- 三、平成四年度国有財産無償貸付状況総計算書

四、平成五年度一般会計歳入歳出決算

- 平成五年度特別会計歳入歳出決算
- 平成五年度国税収納金整理資金受払計算書

書

- 平成五年度政府関係機関決算書
- 五、平成五年度国有財産増減及び現在額総計算書
- 六、平成五年度国有財産無償貸付状況総計算書

書

- 七、平成四年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その1)(承諾を求めるの件)(第百二十九回国会、内閣提出)

- 八、平成四年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(承諾を求めるの件)(第百二十九回国会、内閣提出)
- 九、平成四年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調査及び各省各庁所管経費増額調査(その2)(承諾を求めるの件)(第百二十九回国会、内閣提出)

- 一〇、平成五年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その1)(承諾を求めるの件)(第百二十九回国会、内閣提出)

- 一一、平成五年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その1)(承諾を求めるの件)(第百二十九回国会、内閣提出)

- 一二、平成五年度決算調整資金からの歳入組

出

- 一二、平成五年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調査及び各省各庁所管経費増額調査(その1)(承諾を求めるの件)(第百二十九回国会、内閣提出)

書

- 一三、平成五年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その2)(承諾を求めるの件)
- 一四、平成五年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その2)(承諾を求めるの件)

書

- 一五、平成五年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調査及び各省各庁所管経費増額調査(その2)(承諾を求めるの件)
- 一六、平成六年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その1)(承諾を求めるの件)

- 一七、平成六年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その1)(承諾を求めるの件)
- 一八、平成六年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調査及び各省各庁所管経費増額調査(その1)(承諾を求めるの件)

- 一九、平成四年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調査(承諾を求めるの件)(第百二十九回国会、内閣提出)
- 二〇、平成五年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調査(承諾を求めるの件)

- 二一、国会法等改正に関する件
- 二二、議長よりの諮問事項
- 二三、その他議院運営委員会の所管に属する事項

- 災害対策特別委員会
- 一、災害対策に関する件
- 公職選挙法改正に関する調査特別委員会
- 一、公職選挙法改正に関する件
- 石炭対策特別委員会
- 一、石炭対策に関する件
- 消費者問題等に関する特別委員会
- 一、物価問題等国民の消費生活に関する件
- 交通安全対策特別委員会
- 一、交通安全対策に関する件
- 沖縄及び北方問題に関する特別委員会
- 一、沖縄及び北方問題に関する件

入れに関する調査(承諾を求めるの件)

- 二二、歳入歳出の実況に関する件
- 二三、国有財産の増減及び現況に関する件
- 二四、政府関係機関の経理に関する件
- 二五、国が資本金を出資している法人の会計に関する件

書

- 二五、国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する件

書

- 議院運営委員会
- 一、国会法等改正に関する件
- 二、議長よりの諮問事項
- 三、その他議院運営委員会の所管に属する事項

- 災害対策特別委員会
- 一、災害対策に関する件
- 公職選挙法改正に関する調査特別委員会
- 一、公職選挙法改正に関する件
- 石炭対策特別委員会
- 一、石炭対策に関する件
- 消費者問題等に関する特別委員会
- 一、物価問題等国民の消費生活に関する件
- 交通安全対策特別委員会
- 一、交通安全対策に関する件
- 沖縄及び北方問題に関する特別委員会
- 一、沖縄及び北方問題に関する件

国会等の移転に関する特別委員会

一、国会等の移転に関する件

地方分権に関する特別委員会

一、地方分権の推進に関する件

規制緩和に関する特別委員会

一、規制緩和に関する件

○議長の報告

(報告書及び文書受領)

一、去る十三日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

土地基本法第十条第一項の規定に基づく平成六年度土地の動向に関する年次報告

土地基本法第十条第二項の規定に基づく平成七年度において土地に関して講じようとする基本的な施策についての文書

(政府委員承領)

一、去る十四日、土井議長は、村山内閣総理大臣申し出の次の者を、第百三十二回国会政府委員に任命することを承認した。

(政府委員任命)

運輸省自動車交通局長 山下 邦勝

一、去る十四日、村山内閣総理大臣から土井議長あて、十四日議長において承認した山下邦勝を、同日第百三十二回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員退任)

一、去る十四日、村山内閣総理大臣から土井議長あて、第百三十二回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

記

異動前の氏名 官職 異動後の氏名 官職 年月日
運輸省自動車交通局長 高橋 伸和 (退職) 平七六二四
(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

厚生委員

辞任

補欠

塩崎 恭久君	浜田 靖一君
高橋 辰夫君	山本 有二君
堀之内久男君	額賀福志郎君
山口 俊一君	平林 鴻三君
森井 忠良君	濱田 健一君
枝野 幸男君	小沢 鋭仁君
濱田 健一君	山下八洲夫君
小沢 鋭仁君	宇佐美 登君
額賀福志郎君	堀之内久男君
浜田 靖一君	塩崎 恭久君
平林 鴻三君	山口 俊一君
山本 有二君	高橋 辰夫君
山下八洲夫君	森井 忠良君
宇佐美 登君	枝野 幸男君

決算委員

辞任

補欠

七条 明君 高橋 辰夫君 七条 明君

大蔵委員

辞任

補欠

塩崎 恭久君 根本 匠君 塩崎 恭久君

文教委員

辞任

補欠

西 博義君 齊藤 鉄夫君 西 博義君

厚生委員

辞任

補欠

荒井 広幸君 伊藤 公介君 伊藤 公介君

農林水産委員

辞任

補欠

矢上 雅義君 野田 毅君 矢上 雅義君

商工委員

辞任

補欠

吉田 治君 西村 眞悟君 吉田 治君

建設委員

辞任

補欠

大矢 卓史君 海江田万里君 大矢 卓史君

安全保障委員

辞任

補欠

西村 眞悟君 渡辺浩一郎君 西 博義君

科学技術委員

辞任

補欠

藤村 修君 山本 孝史君 藤村 修君

予算委員

辞任

補欠

伊藤 公介君 浦野 休興君 岸田 文雄君

予算委員

辞任

補欠

山崎 拓君 矢上 雅義君 矢上 雅義君

松田 岩夫君

柳田 稔君

不破 哲三君

亀井 善之君

岸田 文雄君

浦野 休興君

谷垣 植一君 伊藤 公介君 山本 公一君 関谷 勝嗣君 矢上 雅義君 野田 毅君 柳田 稔君 松田 岩夫君 穀田 恵二君 不破 哲三君 海江田万里君 大矢 卓史君 大矢 卓史君 海江田万里君 一、昨十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	内閣委員 北沢 清功君 山下八洲夫君 山下八洲夫君 北沢 清功君 地方行政委員 山本 公一君 小野 晋也君 山下八洲夫君 池田 隆一君 小野 晋也君 山本 公一君 池田 隆一君 山下八洲夫君	厚生委員 塩崎 恭久君 金田 英行君 藤本 孝雄君 山本 有二君 山口 俊一君 中谷 元君 坂口 力君 石井 啓一君 金田 英行君 塩崎 恭久君 中谷 元君 山口 俊一君	谷垣 植一君 伊藤 公介君 山本 有二君 藤本 孝雄君 石井 啓一君 坂口 力君 山本 有二君 藤本 孝雄君 石井 啓一君 坂口 力君
運輸委員 山本 有二君 藤本 孝雄君 石井 啓一君 坂口 力君 労働委員 二田 孝治君 中谷 元君 東 祥三君 大野由利子君 志位 和夫君 寺前 巖君 中谷 元君 二田 孝治君 大野由利子君 東 祥三君	予算委員 石井 啓一君 坂口 力君 坂口 力君 石井 啓一君 決算委員 谷口 隆義君 長内 順一君 長内 順一君 谷口 隆義君	一、今十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 内閣委員 塚田 延充君 笹木 竜三君	一、今十六日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 災害対策特別委員 衛藤征士郎君 山本 公一君
予算委員 笹木 竜三君 塚田 延充君 山崎 拓君 山本 有二君 笹木 竜三君 塚田 延充君 塚田 延充君 笹木 竜三君 議院運営委員 山口 俊一君 浜田 靖一君 浜田 靖一君 山口 俊一君	(理事補欠選任) 一、今十六日、沖繩及び北方問題に関する特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。 理事 今津 寛君(理事今津寛君去る七日委員辞任につきその補欠) (特別委員辞任及び補欠選任) 一、去る十三日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	一、去る十四日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 災害対策特別委員 衛藤征士郎君 山本 公一君	一、去る十四日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 災害対策特別委員 衛藤征士郎君 山本 公一君
公職選挙法改正に関する調査特別委員 小泉 晨一君 徳田 虎雄君 塩崎 恭久君 小野 晋也君 小野 晋也君 塩崎 恭久君 徳田 虎雄君 小泉 晨一君 山本 公一君 衛藤征士郎君	一、昨十五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 地方分権に関する特別委員 上田 勇君 河上 覃雄君 河上 覃雄君 上田 勇君	(議案提出) 一、去る十四日、議員から提出した議案は次のとおりである。 総理府設置法の一部を改正する法律案(海部俊樹君外二十八名提出) 大蔵省設置法の一部を改正する法律案(海部俊樹君外二十八名提出) 厚生省設置法の一部を改正する法律案(海部俊樹君外二十八名提出) 工業技術院設置法の一部を改正する法律案(海部俊樹君外二十八名提出) 文化科学省設置法案(海部俊樹君外二十八名提出)	一、去る十四日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 災害対策特別委員 衛藤征士郎君 山本 公一君

通商産業省設置法の一部を改正する法律案(海部俊樹君外二十六名提出)
 国土建設省設置法案(海部俊樹君外二十六名提出)
 内閣法の一部を改正する法律案(海部俊樹君外二十六名提出)
 国家行政組織法の一部を改正する法律案(海部俊樹君外二十六名提出)
 国家公務員法の一部を改正する法律案(海部俊樹君外二十六名提出)
 特殊法人の整理及び合理化に関する法律案(海部俊樹君外二十六名提出)
 (議案送付)
 一、昨十五日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
 總理府設置法の一部を改正する法律案(海部俊樹君外二十六名提出)
 大蔵省設置法の一部を改正する法律案(海部俊樹君外二十六名提出)
 厚生省設置法の一部を改正する法律案(海部俊樹君外二十六名提出)
 工業技術院設置法の一部を改正する法律案(海部俊樹君外二十六名提出)
 文化科学省設置法案(海部俊樹君外二十六名提出)
 通商産業省設置法の一部を改正する法律案(海部俊樹君外二十六名提出)

国土建設省設置法案(海部俊樹君外二十六名提出)
 内閣法の一部を改正する法律案(海部俊樹君外二十六名提出)
 国家行政組織法の一部を改正する法律案(海部俊樹君外二十六名提出)
 国家公務員法の一部を改正する法律案(海部俊樹君外二十六名提出)
 特殊法人の整理及び合理化に関する法律案(海部俊樹君外二十六名提出)
 (答弁書受領)
 一、去る十三日、内閣から次の答弁書を受領した。
 衆議院議員草川昭三君提出細川内ダム建設計画に関する質問に対する答弁書
 平成七年六月二日提出
 質問 第六号
 細川内ダム建設計画に関する質問主意書
 提出者 草川 昭三
 細川内ダム建設計画に関する質問主意書
 現在全国に約三百のダム建設プロジェクトがあるという。しかしその多くは三十年から四十年前に計画されたもので、この間、国民の大型公共事業への認識や自然環境に対する意識が変化し、計画見直しを求める声もある。よって以下の質問をする。

一 現時点において見込まれる徳島県的那賀川流域に建設を計画している細川内ダムの完成に要する総事業費を明らかにされたい。
 二 細川内ダムに対し、ダム建設予定地にあたる木頭村議会が建設計画が表面化した二十三年前から、十回にわたって建設反対関連の決議を行っているというが、事実か。
 三 現在も木頭村長及び木頭村議会は、ダム建設反対の態度をとっているというが、二十年以上にわたりダム建設を反対している理由は何か。
 四 建設省や徳島県は木頭村長や同村議会の反対を押し切って、ダム水没予定者のための生活相談と称して「ダム相談連絡所」「生活相談所」準備所を設置したというが事実か。またこれまで同所に寄せられた相談件数をそれぞれ明らかにされたい。
 五 建設省は細川内ダム建設計画で、昭和四十七年度から平成四年度まで実施調査費を、平成五年度からは建設事業費を計上しているが、各年度予算の執行状況を使途別に詳細かつ具体的に明らかにされたい。またこれまでに執行された同ダム建設計画に関連する予算の総額を明らかにされたい。
 六 建設省細川内ダム工事事務所の人員、予算規模及び詳細な使途別予算執行状況、詳細かつ具体的な業務内容を各年度ごとに明らかにされたい。
 七 木頭村は昭和五十一年九月の台風十七号で、

山腹崩壊など多大な被害を受けたと聞く。なかでも、九月十一日に同村日早で観測された一一四ミリの雨量は、一日の降水量としては日本記録になっている。そこでこの台風によって那賀川下流域で発生した河川の氾濫による被害状況を明らかにされたい。
 八 那賀川から取水された農業用水と工業用水の量を、昭和四十七年から現在までそれぞれ年度ごとに明らかにされたい。
 九 四国四県における電力の消費量を昭和四十七年から現在まで年度ごとに明らかにされたい。また昭和四十七年からこれまでに四国四県向けの電力が著しく供給不足に陥ったことがあれば詳細に説明されたい。
 十 昭和四十三年に完成した那賀川流域の小見野々ダムの計画段階での堆砂見込み量と現在までの堆砂実績量を明らかにされたい。
 十一 那賀川流域の久井谷で発生した地盤崩落はブナ皆伐と杉植生に原因があるとの指摘があるが承知しているか。
 十二 徳島県と高知県をつなぐ幹線道路である国道一九五号線のうち、木頭村の折宇と西宇の間、約四キロメートルは一車線である。とくに、同村折宇右岸上は道幅三メートル十五センチメートルとなっており、以下、折宇右岸下の二メートル六十五センチメートル、同二メートル八十センチメートル、柳谷口下の二メートル八十センチメートル、白瀬の三メートル十五セ

ンチメートルなど、国道とは思えない狭さである。自動車のすれ違いが困難なため、村は繰返し拡張工事の要求をしているが、国はダムの水没予定区間であることを理由に拒否し続けている。同区間の一部は村の費用負担ですれ違いのための退避場所を設置しているが、建設省はたとえ通行の安全上問題があっても、今後とも同区間の改良工事を行うつもりはないのかどうか、見解を明らかにされたい。

十三 五十嵐官房長官は、大規模公共事業計画を進めるにあたって、その妥当性を審査する第三者機関の設置を提案しているが、その後の進捗状況を明らかにされたい。

内閣衆質一三二第六号
平成七年六月十三日

内閣総理大臣 村山 富市

衆議院議長 土井たか子殿

衆議院議員草川昭三君提出細川内ダム建設計画に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員草川昭三君提出細川内ダム建設計画に関する質問に対する答弁書

一について

細川内ダムの完成に要する総事業費は、現時

点においては約一千百億円が見込まれているが、今後作成される特定多目的ダム法(昭和三十三年法律第三十五号)第四条第一項に規定する基本計画において定められるものである。

二について

木頭村議会では、昭和五十一年以降細川内ダムに關しその建設に反対する趣旨の決議が六回行われている。

三について

細川内ダム建設反対の理由として、例えば木頭村議会の昭和五十一年十二月二十日の決議においては、「元来、細川内ダム建設は本村にとっては不必要であり、何のメリットもないものであり、ただ被害だけをもたらすものである。しかるに、起業者である建設省また要求者である県においても、適切な村発展につながる具体的な代償策、対応策も提出していない。」とされている。

四について

建設省は、平成七年一月に木頭村内に「細川内ダム相談連絡所」を設置したところであり、同年五月末までの同連絡所に対する相談件数は延べ十五件である。

また、徳島県は、同年一月に木頭村内に「細川内ダム生活相談準備所」を設置しており、同年五月末までの同準備所に対する相談件数は延

べ六十六件であると聞いている。

五について

細川内ダムに係る昭和四十七年度から平成六年度までの各年度の使途別予算執行状況は別表第一のとおりである。

また、このほか昭和四十三年度から昭和四十六年度までに執行した同ダム建設計画に關連する那賀川の河川総合開発事業調査費の総額は約一千五百万円である。

六について

細川内ダム工事事務所は、昭和四十七年五月に設置された細川内ダム調査事務所が、平成五年四月に改組されたものであり、同事務所に係る昭和四十七年度から平成六年度までの各年度の人員及び主な業務内容については別表第二のとおりである。なお、同事務所に係る予算規模及び使途別予算執行状況は、細川内ダム建設計画に係るものと同様であり、五についてにおいて述べたとおりである。

七について

「昭和五十一年水害統計」(昭和五十三年三月建設省河川局)によれば、昭和五十一年九月の台風十七号による洪水被害は、那賀川下流域の小松島市、阿南市、那賀川町及び羽ノ浦町の二市二町の区域において床下浸水十七棟及び水害区域面積二百三十五ヘクタールとなつてい

八について

昭和四十七年度から平成六年度までに那賀川から取水された工業用水の年度別総取水量については、別表第三のとおりである。

また、那賀川から取水された農業用水については、過去の年度別総取水量を把握していない。

九について

四国四県における電力の年度別消費量は、別表第四のとおりである。また、供給面では、着実に増大してきた需要に対応して適切に電源開発が行われてきたところであり、これにより著しい供給不足に陥ったことはない。

十について

小見野々ダムの堆砂量については、計画段階での堆砂見込み量は六百九十三万七千立方メートル、昭和四十三年以降の堆砂量は、別表第五のとおりである。

十一について

昭和五十一年九月に徳島県那賀郡木頭村字久井谷で発生した土砂の崩壊については、ブナ皆伐と杉植生によるものとの指摘もあるが、その原因は、同月の台風十七号に伴う記録的な豪雨により、林地の表土層が飽和状態となり、森林の有する林地保全能力を超えたことによるものと考えている。

十二について

細川内ダムの建設事業の実施により水没することが予想される一般国道百九十五号の木頭村折宇地区から西宇地区までの約四キロメートルの区間については、同事業の計画との調整を図りつつ、その整備に努めてまいりたい。

十三について

大規模公共事業の実施には一般に長期間を要することから、その間の経済的社会的条件の変化に的確に対応して適宜事業内容の評価を行っていくのは当然のことである。

第三者機関の設置は、このような評価をより適切に実施するための手法の一つとして提案されたものであるが、現在、関係省庁でこれら手法について総合的観点から検討中である。

別表第一

年 度	使 途	別 予 算	執 行 状 況
	合計額	調査費	その他事務費
昭和四七	五七	八	四九
昭和四八	七二	一五	五七
昭和四九	一一五	五三	六二
昭和五〇	一二二	五八	五五
昭和五一	一二六	七〇	五六
昭和五二	一〇七	七一	三六
昭和五三	一二五	七八	四七
昭和五四	一五五	九五	六〇

(注) 一 単位は、百万円である。

昭和五五	一五八	九二	六六
昭和五六	一五二	六六	八六
昭和五七	一八三	五〇	一三二
昭和五八	一五八	八四	七五
昭和五九	一六四	八四	八〇
昭和六〇	一四三	七一	七二
昭和六一	一四五	五八	八七
昭和六二	一四六	五七	八九
昭和六三	一四五	六五	八〇
平成元	一四八	六七	八一
平成二	二五二	一四三	一〇九
平成三	二八四	一七九	一〇五
平成四	三三九	二二六	一二三
平成五	三六三	一七六	一八七
平成六	三三三	二二七	一三六

二 四捨五入の関係で、合計が一致しないものがある。

三 平成六年度は決算作業中の数値である。

四 昭和四十七年度から平成四年度までの事業費は実施計画調査費の内訳、平成五年度及び平成六年度の事業費は建設事業費の内訳である。

五 昭和四十七年度から平成五年度までの事業費の合計は約三十六億六千万円、そのうち調査費は約十八億六千四百万円、その他事務費は約十七億九千五百万円である。

別表第二

年 度	人 員	主 な 業 務 内 容
昭和四七	一五	地形地質調査等
昭和四八	一九	地形地質調査等
昭和四九	一七	水文調査、地形地質調査、ダム施設検討等
昭和五〇	一五	水文調査、地形地質調査、治水水利計画検討、関連施設検討等
昭和五一	一三	水文調査、地形地質調査、環境調査、治水水利計画検討等
昭和五二	一三	水文調査、地形地質調査、治水水利計画検討等
昭和五三	一二	水文調査、地形地質調査、環境調査、治水水利計画検討等
昭和五四	一〇	水文調査、地形地質調査、環境調査、治水水利計画検討等
昭和五五	一一	水文調査、地形地質調査、環境調査、治水水利計画検討等
昭和五六	一一	水文調査、地形地質調査、治水水利計画検討等
昭和五七	一三	水文調査、地形地質調査、ダム施設検討、治水水利計画検討等
昭和五八	一二	水文調査、地形地質調査、ダム施設検討、治水水利計画検討等
昭和五九	一一	水文調査、地形地質調査等
昭和六〇	一一	水文調査、地形地質調査等
昭和六一	一〇	水文調査、地形地質調査等
昭和六二	九	水文調査、地形地質調査、周辺整備検討等
昭和六三	九	水文調査、地形地質調査、周辺整備検討等
平成元	九	水文調査、地形地質調査、ダム施設検討、治水水利計画検討、関連施設検討等
平成二	一一	水文調査、地形地質調査、環境調査、ダム施設検討、治水水利計画検討、関連施設検討等
平成三	一一	水文調査、地形地質調査、環境調査、ダム施設検討等
平成四	一一	水文調査、地形地質調査、ダム施設検討、治水水利計画検討、関連施設検討等
平成五	一三	水文調査、地形地質調査、治水水利計画検討、地域整備計画検討等
平成六	一四	水文調査、地形地質調査、治水水利計画検討、地域整備計画検討等

別表第三

取水年度	年度別総取水量
昭和四七	八七、三六九
昭和四八	九一、一六四
昭和四九	八七、七二三
昭和五〇	九四、〇一一
昭和五一	九五、〇一七
昭和五二	九三、一七六
昭和五三	九六、三七七
昭和五四	九七、四三六
昭和五五	九七、八九一
昭和五六	九七、四三〇
昭和五七	九六、六二九

昭和五八	九四、七二九
昭和五九	九五、八五四
昭和六〇	九七、〇〇四
昭和六一	九七、五六〇
昭和六二	九九、四一五
昭和六三	九九、一九五
平成元	一〇一、一九九
平成二	一〇一、七四一
平成三	一〇一、八八一
平成四	一〇一、七五八
平成五	一〇〇、六六六
平成六	一〇〇、七〇七

(注) 単位は、千立方メートルである。

別表第四

年 度	徳 島 県	高 知 県	愛 媛 県	香 川 県	四 国 四 県 計
昭和四七	二、一二〇	二、三二四	二、七八五	三、四四四	一〇、六六三
昭和四八	二、三三九	二、五四三	三、四八一	三、五七二	一一、九二五
昭和四九	二、四〇二	二、五七一	三、三四八	三、九五〇	一二、二七一
昭和五〇	二、五三三	二、六二八	三、四六六	四、〇七一	一二、六八八
昭和五一	二、六〇六	二、七九四	三、八一一	四、五四六	一三、七五八
昭和五二	二、五三〇	二、九三三	三、九三九	四、七四九	一四、一五一
昭和五三	二、八〇八	三、〇九四	四、三三〇	四、四九八	一四、七二〇
昭和五四	三、〇六〇	三、三一一	五、〇四六	四、五六九	一五、九八六
昭和五五	三、〇〇一	三、二五〇	五、三三四	四、五三三	一六、一一八
昭和五六	三、〇六一	三、一八六	五、五三二	四、五一五	一六、二八四
昭和五七	三、〇六三	三、〇七五	五、六四二	四、三六九	一六、一四九
昭和五八	三、二五八	三、一五五	五、九二四	四、四九二	一六、八二九

別表第五

年	貯水池内堆砂量
昭和四三	五二八
昭和四四	六六八
昭和四五	一、二五九
昭和四六	一、五四五
昭和四七	二、〇二〇
昭和四八	二、〇九三
昭和四九	二、三四四
昭和五〇	二、八二五
昭和五一	三、五五八
昭和五二	三、八四九

(注) 一 単位は、百万キロワット時である。
二 四捨五入の関係で、各県の消費電力量の合計値と四国四県計の値とが一致しないものがある。

昭和五九	三、四六四	三、一〇一	六、一五三	四、六四七	一七、三六五
昭和六〇	三、五八七	三、一一九	六、三九八	四、七五八	一七、八六二
昭和六一	三、四六九	三、〇〇〇	五、五六六	四、五三三	一六、五六八
昭和六二	三、五九二	三、〇七四	五、九八二	四、五三二	一七、一七一
昭和六三	三、七五七	三、二二九	六、三二〇	四、七四一	一八、〇三七
平成元	三、九三八	三、四三六	六、四四四	四、九三〇	一八、七四八
平成二	四、一七〇	三、七〇一	七、〇六二	五、二九八	二〇、二三一
平成三	四、一五三	三、八一八	七、一一二	五、四六五	二〇、五四八
平成四	四、一六四	三、八一八	六、九六六	五、五三三	二〇、四六〇
平成五	四、二二〇	三、八二四	七、一七九	五、五五七	二〇、七八〇
平成六	四、五四一	四、〇一三	七、四七一	五、九〇〇	二一、九二五

昭和五三	三、九六八
昭和五四	四、三七四
昭和五五	四、六一一
昭和五六	四、六四六
昭和五七	四、九一五
昭和五八	四、九五八
昭和五九	四、九七一
昭和六〇	五、〇四四
昭和六一	五、〇一〇
昭和六二	五、二七〇
昭和六三	五、二四二
平成元	五、四七八

平成二	五、七八三
平成三	五、八二七
平成四	五、七五八
平成五	六、〇二八
平成六	六、〇七九

(注) 一 単位は、千立方メートルである。
二 計画段階での堆砂見込み量は、六百九十三万七千立方メートルである。

(答弁通知書受領)

一、今十六日、内閣から、衆議院議員今村修君提出再処理契約の許可に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成七年八月十四日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、今十六日、内閣から、衆議院議員今村修君提出COGEMAガラス固化残渣仕様の検討に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成七年八月十四日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

臨時大深度地下利用調査会設置法案
右の本院提出案を送付する。

平成七年六月五日

参議院議長 原 文兵衛

衆議院議長 土井たか子殿

臨時大深度地下利用調査会設置法

(目的及び設置)

第一条 土地利用に係る社会経済情勢の変化にかんがみ、大深度地下の適正かつ計画的な利用の確保とその公共的利用の円滑化に資するため、総理府に、臨時大深度地下利用調査会(以下「調査会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 調査会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、大深度地下の利用に関する諸問題について、広く、かつ、総合的に検討を加え、大深度地下の利用に関する基本理念及び施策の基本となる事項並びに大深度地下の公共的利用の円滑化を図るための施策に関する事項(第三項において「基本理念等」という。)について調査審議する。

2 調査会は、前項の調査審議を行うに当たっては、安全の確保及び環境の保全に関する事項について特に配慮しなければならない。

3 調査会は、基本理念等に関して、内閣総理大臣に意見を述べることができる。

(答申等の尊重等)

第三条 内閣総理大臣は、前条第一項の諮問に対する答申又は同条第三項の意見次項において「答申等」という。)を受けたときは、これを尊重しなければならない。

重しなければならない。

2 内閣総理大臣は、答申等を受けたときは、これを国会に報告するものとする。

(組織)

第四条 調査会は、委員十二人以内で組織する。

(委員)

第五条 委員は、大深度地下の利用に関する諸問題について優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 前項の場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、同項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

4 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

5 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らすしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 委員は、非常勤とする。

(会長)

第六条 調査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、調査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(資料提出その他の協力)

第七条 調査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 調査会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第八条 この法律に定めるもののほか、調査会に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第五條第一項中両議院の同意を得ることに關する部分は、公布の日から施行する。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正) 2 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。 第一条第十九号の七の次に次の一号を加える。 十九の七の二 臨時大深度地下利用調査会委員 (この法律の失効) 3 この法律は、附則第一項の政令で定める日から起算して三年を経過した日にその効力を失う。	この法律の施行に要する経費 この法律の施行に要する経費は、初年度約三千三百万円の見込みである。	臨時大深度地下利用調査会設置法案(参議院提出)に関する報告書 一 議案の目的及び要旨 本案は、土地利用に係る社会経済情勢の変化にかんがみ、大深度地下の適正かつ計画的な利用の確保とその公共的利用の円滑化に資するため、総理府に、臨時大深度地下利用調査会以下「調査会」という。)を設置しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。 1 所掌事務 (一) 調査会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、
大深度地下の利用に関する諸問題について、広く、かつ、総合的に検討を加え、大深度地下の利用に関する基本理念及び施策の基本となる事項並びに大深度地下の公共的利用の円滑化を図るための施策に関する事項(以下において「基本理念等」という。)について調査審議すること。 (一) 調査会は、(一)の調査審議を行うに当たっては、安全の確保及び環境の保全に関する事項について特に配慮しなければならないこと。 (二) 調査会は、基本理念等に関して、内閣総理大臣に意見を述べることができること。 2 答申等の尊重等 (一) 内閣総理大臣は、調査会への諮問に対する答申又は調査会の意見(以下において「答申等」という。)を受けたときは、これを尊重しなければならないこと。 (二) 内閣総理大臣は、答申等を受けたときは、これを国会に報告するものとする。 3 組織等 (一) 調査会は、委員十二人以内で組織し、委員の互選により会長を置くこと。 (二) 委員は、大深度地下の利用に関する諸問題について優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命すること。	4 資料提出その他の協力 調査会は、関係行政機関の長等に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができることとするほか、特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長等以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができること。 5 施行期日及び有効期限 (一) この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、委員の任命については、両議院の同意を得ることに關する規定は、公布の日から施行すること。 (二) この法律は、施行の日から起算して三年を経過した日にその効力を失うものとする。 二 議案の可決理由 本案は、土地利用に係る社会経済情勢の変化にかんがみ、大深度地下の適正かつ計画的な利用の確保とその公共的利用の円滑化に資するため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。 三 本案施行に要する経費 本案施行に要する経費は、初年度約三千三百万円の見込みである。 右報告する。 平成七年六月九日 内閣委員長 田中 恒利 衆議院議長 土井たか子殿	臨時大深度地下利用調査会設置法案及び同報告書

平成七年六月十六日 衆議院会議録第三十七号

臨時大深度地下利用調査会設置法案及び同報告書

平成七年八月十六日 衆議院會議録第三十七号

二四

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五 東京都港区 虎ノ門二丁目二番四号
電話	03 (3587) 4294
定価	本号 一〇三円 送料 三円(を含む)
配送料別	